

# 観光金融における ABL（動産・債権担保融資）の活用

まつなが みつお  
松永 光雄 玉川大学経営学部非常勤講師

In the case of revitalizing the region through sightseeing promotion, the sixth industrialization of agriculture is an important factor for producing tourism resources. Smooth financing is necessary for this sixth industrialization of agriculture. We propose to utilize Asset Based Lending (ABL) which is a movable loan / collateral loan as tourism finance to make agricultural sixth industry.

キーワード：観光金融、ABL、動産・債権担保融資、地域活性化ファンド

Keyword : Tourism finance, ABL, mobile and debt secured loans, regional revitalization funds,

## 1. はじめに

観光には、地域固有の観光資源が不可欠であり、その観光資源に関係者が独自の付加価値を付与しながら観光地ブランドに育て上げ、その結果、持続可能な観光需要を生み出し、地域経済の活性化につなげる機能がある。そのため、地域においては、観光産業を媒介にして、地域産業の活性化、域内外の雇用創出につなげるための取組みを行っている。地域観光の中核をなす観光資源は、名勝旧跡、伝統文化、温泉、特産品等がその中心であるが、農業、農産物及びそれを食材とした料理も観光資源として扱われている。特に地域活性化が求められる地域においては、農業が基幹産業であることが少なくないため、農作物等がその地域を代表する特産品である場合には、観光資源として取り扱われる。こうした地域農業を経済の主要産業に位置づけて攻めの農業とするために、官民を挙げて農業の6次産業化<sup>1</sup>が進められている。

農業の6次産業化とは、1次産業の生産面である農林漁業と2次産業の加工面での製造業、そして3次産業の販売・サービス面の小売業等の事業を総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を利用した新たな価値を生み出す取組である。つまり、

農業（1次産業）×工業（2次産業）×サービス業（3次産業）を合わせた産業（6次産業）である。6次産業化は、農業を単なる生産にとどまらず、農作物を加工して新たな製品を生み出し、素材に付加価値をつけることでブランド化に結びつけ地域の特産品を生み出す産業とする取組みである。さらに、生産地を中心にブランド化した製品を店舗、レストラン、テーマパーク等を通じて販売、体験等のサービス提供することで、消費者の消費マインドに影響を及ぼすことができる。特に、地域農業がサービスの側面で消費マインドに影響を与えるときに、農業が重要な観光資源として効果的な役割を担うことが期待される。

しかし、農業の6次産業化に当たって問題となるのは、加工、サービス企業として起業し運営するために必要となるのが資金調達の問題である。農業や観光産業に限らず、企業経営において経営に必要な資金が円滑に融資されることはその成功のためには不可欠である。地域の観光事業に関わる中小零細企業においては、担保となる資産も少なく、経営実績も不十分な企業も存在する。そうした企業に対して求められるのが、地域産業を育成するための観光金融である。

観光金融とは、観光関連事業者への資金提供行為である。特に、地域の金融機関においては、その地域の観光ブランドを表象する事業者に対して、個々の事業者が通常有する信用以上のファイナンスを可能にする仕組みを意味している<sup>2</sup>。地域の観光資源の目玉となる6次産業化を成功に導くために、この仕組みを利用することが望ましいと考える。観光金融において期待されるのが、中小・地域金融機関による融資である。それは、中小・地域金融機関は、金銭の取り扱いについての信用力と地域人脈のネットワークを有していることから、観光産業を地域全体で支援する場合のリーダーとしてふさわしいからである。また、中小・地域金融機関は、農業の6次産業化に必要な資金調達において、地域農業やその将来性等、当該地域の実情を把握することで、農業の6次産業化に見合った融資の担保価値の把握が可能となるからである。

この中小・地域金融機関による地域密着型の観光金融の取組みとして、近年、地域活性化ファンドを立ち上げて資金調達を行う方法が中心となりつつある。この方法は、地域の観光産業全体を対象とした総合的金融支援であり、地域観光活性化プランに組み込まれた企業や産業に

対する出資としては有効である。

しかし、活性化プランに組み込まれなかった企業や産業は、融資・出資対象外とされる。また、融資・出資の対象とされた企業や産業であっても、活性化の全体計画の中でその融資・出資の枠が決められ、個々の企業や産業独自の意図や希望が十分に反映された資金調達ができるとは限らない。

地域活性化の観点から、地域の中小・地域金融機関においては、地域活性化ファンドの出資対象外とされた企業や産業が独自に行う取組みに対して、それが地域の活性化、観光振興に有意義な取組みであれば、中小・地域金融機関による積極的な金融が求められる。

そこで、地域活性化ファンドの出資対象外とされた企業のための観光金融の手段として、債権・動産担保融資（以下、「ABL」）<sup>3</sup>の検討を提案するものである。

以下、本論文においては、まず、地域観光と農業の6次産業化の傾向について確認する。次に、地域活性化のための観光金融の現状とその取組みについて、その中心は公的支援機関を中心とした地域活性化ファンドによる支援システムであること、そして、そのファンドによる資金調達ができない企業や個人に対しての資金調達の問題点について指摘する。そして、農業の6次産業化に伴う資金調達としてのABLの概要、そして、ABLによる観光融資の特徴と課題について指摘する。

## 2. 地域観光と農業の6次産業化

### 2-1 地域経済における観光産業の意義

観光庁の「旅行・観光産業の経済効果に関する調査」によれば、2015年度の観光産業の経済波及効果を示す国内観光消費は25.5兆円、同年の観光GDPは9.9兆円であり、我が国のGDPの1.9%を占め、観光産業における就業者数は634万人であり、就業者総数の9.6%を占めている<sup>4</sup>。観光産業は、経済効果や就業者数をみても、日本経済において重要な存在であり、とりわけ地域経済にとっては数少ない成長

産業の一つである。この点について政府は2016年の「日本再生戦略2016」において、観光は地方創生への切り札であり、GDP600兆円達成に向けた成長戦略の柱として位置づけている<sup>5</sup>。そして、観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、インバウンドのみならず国内観光による観光振興を図るとともに、特定の地域に集中している国内外の旅行者を全国各地に分散・拡大させていく方針を打ち出している。観光産業は、全国の経済的に疲弊している地域において、地域経済再生の役割を担う産業としての意義を有している。

### 2-2 地域観光における農業の位置づけ

特定の地域に限らず全国の地域経済を観光産業によって再生するためには、各地域において目玉となる魅力的な観光資源の存在が求められる。知名度が高い名勝・旧跡を有する地域は、それを観光資源とした観光産業が定着し発展している。これに対し、活性化が求められる地域の多くは知名度が高い名勝・旧跡を有さない地域であり、その多くは農業を主要産業としている。そのため地域を象徴する産品は農作物であり、それを観光資源の核として観光産業に結び付けて地域振興を行う傾向がある。

農業は第1次産業として単に生産のみに限定して捉えるのではなく、例えば、農業体験それ自体は、グリーン・ツーリズムの観光資源となっている。また、農作業で生産された農作物は、加工・流通・販売を行うことで地域の特産物となり、その一連の工程は「食に関する産業」として位置づけることができる。この「食に関する産業」は、地域の観光資源を生み出す産業であり、広く観光関連産業として考えることが出来る。そして、このような農業において、生産から加工・流通・販売まで一貫した産業とする動きが農業の6次産業化である。

この点について、前述の「日本再生戦略2016」において、農業も成長戦略の一つとして位置づけられており、攻めの農

林水産業を展開することで、農業を輸出産業に転換して市場規模を拡大し、衰退する地域産業である農業を活性化させる方針を打ち出している<sup>6</sup>。その方法の一つが、農業の6次産業化の推進である。株式会社農林漁業成長産化支援機構（以下、「A-FIVE」）<sup>7</sup>を中心に、十分な投資実行により農林漁業者の6次産業化への支援の方向性を示している。

### 2-3 観光資源としての農業の6次産業化

現在の我が国の農業は、農業者の高齢化、労働人口の減少による担い手不足、農産物価格の低迷、そして耕作放棄地の増加により衰退の一途をたどっている。さらに、グローバル経済の時代において他の産業と同様に、農業分野においても輸入農産物の関税率引き下げに伴う影響が懸念されている。この農業の危機状況を突破するための方策の一つとして、農業の6次産業化が提案されている。

6次産業の特徴は、生産から流通までの各段階で関係する経済主体をうまく結合させ、連携させ、最善の結果を導き出そうとする立場であり、農業の生産面のみでは出来なかった付加価値をつけブランド化することで消費拡大、所得拡大を図る仕組を生み出す点にある。それの一つには、6次産業の持つバリューチェーンの性質による。バリューチェーンとは価値連鎖であり、付加価値の形成というだけでなく、消費者への価値提案つまりブランド化を通じて、6次産業に参加する経済主体間で提案した成果に対する適正な利益配分を可能とする<sup>8</sup>。そして二つには、6次産業の食料産業クラスターとしての性質による。食料産業クラスターとは、生産から加工・販売まで、地域に集積した食料・資源・農業の関連企業を統合することであり、統合することで商品とサービスの付加価値をつけるためのイノベーションを継続させることが可能となる<sup>9</sup>。こうした特徴を有する農業の6次産業化は、観光資源の乏しい地域において、地域の基幹産業である農業を観光

資源へと導くための手段の一つである。

## 2-4 地域観光における農業の6次産業化の効果

6次産業化は、農業を単なる生産にとどまらず、農作物を加工して新たな製品を生み出し、素材に付加価値をつけることでブランド化に結びつける取組みである。そのブランド化された農産物、食事、農業体験等を総合的に提供するサービスの側面において消費マインドに影響を与えるときに、そのサービス体験を求めて観光スポットとなり、集客力のある観光資源として効果的な役割を果たすことになる。そうした6次産業化の成功例として、「株式会社サイボクハム」と「農事組合法人和郷園」が有名である。

「株式会社サイボクハム<sup>10</sup>」は、1946年埼玉県日高市の種畜牧場から始まった企業である。肉牛の生産・肥育を行っていた同社は、現在では、ハム、ソーセージに加工し必要最低限の添加物を使った商品とすることでブランド力を高めるとともに、系列のレストラン、天然温泉、テーマパーク等を通じて販売をしている年商67億円の企業である。天然温泉や肉のテーマパークを展開することにより、当該牧場で生産される肉を観光資源として日帰り旅行等による集客力を高め日高市の地域経済を活性化させている。

「農事組合法人和郷園<sup>11</sup>」は、千葉県北東部香取市の若手生産者を中心とした農業者集団であり、野菜、果物、花など合わせて約60品目を生産・加工・販売を通じて、生産者の自律をめざしている。生産面においては、作業履歴を管理するトレーサビリティシステムを構築し、使用する農業を通常より減らした低農薬農業と合わせて、安全で安心できる農産物の生産を行っている。営業面においては、消費者ニーズを反映させて、味・鮮度をそのままに冷凍した冷凍野菜の販売、新鮮な野菜が食べられるレストラン、そして収穫体験が出来る観光農園を展開している。また、リサイクル、野菜加工、地域の観光事業など農業を軸にしたアグリ

ビジネスをも展開しており、グループ売上60億円を計上し、組合を構成する農家の中には、年商4千万円を計上する農家が出現している。

## 3. 観光金融の現状とその取組みと問題点

### 3-1 地域における観光金融の現状

観光資源に乏しい地域において、農業の6次産業化は新たな観光資源を提供する可能性を有するが、その実現過程においては、農業技術に加え、製品化技術、販売ノウハウ、従業員の教育及び確保等の課題がある。その中でも最も重要な問題は、起業に際しての運転資金や経営規模拡大に必要とされる資金調達の問題である。観光産業による地域再生を期待するためには、地域金融機関を中心に観光産業に対する円滑な観光金融が行われる仕組みづくりが求められる。

観光金融とは、観光関連事業者への資金提供行為である。特に、地域の金融機関においては、その地域の観光ブランドを表象する事業者に対して、個々の事業者が通常有する信用以上のファイナンスを可能にする仕組みを意味している<sup>12</sup>。観光関連事業者の特徴は、中小零細事業者であり、飲食店、物販、サービス事業者等が多く、不動産等の担保価値がある資産をあまり持たない点に特徴がある。ゆえに、都市銀行や第一地方銀行のように不動産担保を重視する金融機関の融資は付きにくいのが現実である。そこで、こうした事業者は、観光地ブランド向上による集客効果を裏づけとして、キャッシュフローに金融を付ける方法論を模索している<sup>13</sup>。資金調達を計画する企業や組織のキャッシュフローに注目する融資方法の中でも、近年、第二地方銀行、信用金庫、信用組合等の地域密着型の金融機関を中心に地域の企業等の出資者を募るファンド型の資金調達が主力となりつつある。

### 3-2 地域金融機関の地域振興への取組

地域企業の融資ニーズに対応し、融資する側である地域金融機関（地方銀行・

信用金庫・信用組合）においては、2005（平成17）年に金融庁が取りまとめた「地域密着型金融の機能強化推進についてのアクションプログラム」において、リレーションシップバンキングを通じた、①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、及び③地域の利用者の利便性向上を図るための地域金融機関の取組方針が示された<sup>14</sup>。

リレーションシップバンキングとは、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を展開するビジネスモデルのことである。金融庁は地域金融機関によるこの取組を通じて、地域の中小企業への融資を促進し、地域経済を活性化させることを期待している。さらに金融庁は、2016（平成28）年に「地域金融機関に期待される役割」を取りまとめ、地域金融機関に対して、事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の発揮についてより深度を増した対話と、客観的な評価目線で評価基準を策定し、金融仲介機能の向上を図る必要性を指摘している。それは、地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等との連携を進めることで、地域企業・産業の成長戦略策定や創業支援などの分野において金融機能の高度化を図ることが可能であり、民間金融機関と政府系金融機関による共同商品・協働ファンドの組成等を通じた取組みへの参加を提言している<sup>15</sup>。

一方、観光立国推進関係会議は2016（平成28）年5月の「アクションプログラム2016<sup>16</sup>」において、滞在型農山漁村の確立・形成やインバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進の方針を打ち出し、その実施体制として、地域、官民の連携による体制整備を図り観光地再生・活性化のためのファンド（以下、「地域活性化ファンド」）を利用した地域金融機関による金融をプログラム化している<sup>17</sup>。これを受けて観光庁は、地域活性化ファンドを活用した地域の観光事業振興の舵取り役となる日本版DMO<sup>18</sup>の確立をめざ



し、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」）<sup>19</sup>を仲介役として地域金融機関による出資を促進する観光関連地域密着型金融を進めている。

### 3-3 地域活性化ファンドによる観光振興の取組

地域活性化ファンドとは、地域金融機関が中心となって地域経済成長を牽引すると見込まれる事業者に対して、国、都道府県、金融機関等企業等から出資を募りながら資金調達を行うと共に、当該事業者に対し関連企業等から人材やノウハウ等の提供を行いながら事業展開をサポートする仕組みである。

地域金融機関が地域活性化ファンドを設立するようになった理由の第1は、地域産業振興の強化策として、投融資先への経営関与を強めるためにファンド形式に有効性があると考えたためである。地域経済の停滞による域内の貸出先の減少を受け、様々な業種への経済波及効果が期待される観光に注目し、これを切り口に地域の産業振興を進めるためである。その第2は、地域活性化を目指す観光事業者や金融機関に対してはREVICが、農業の6次産業化による地域活性化を目指す事業者等にはA-FIVEが、観光関連事業及びそれを支える地域金融機関への出資を通じて関与するようになり、地域金融機関による地域活性化ファンドの設立が促進されたためである。

地域活性化ファンドのメリットは、国や地方自治体がREVICやA-FIVEといったプラットフォームに出資することで民間金融機関等の資金投下促進の呼び水効果が期待されること、そして、出資を受ける観光事業者においては、一般金融機関による融資と異なり、担保も利子返還も不要であるため初期の金銭返済負担がかからないこと、さらに、地域金融機関やREVIC等による事業経営面でのノウハウ提供支援により事業の持続可能性を高められることである<sup>20</sup>。持続可能な観光まちづくりを進めていく上で、観光事業者や観光まちづくり会社を資金面・経

営面からサポートすることは重要であり、地域活性化ファンドはその両面をカバーできる点が強みとされている。

### 3-4 観光金融における資金調達の問題点

現在、観光金融の一つとして注目されている地域活性化ファンドは、プラットフォームとなるREVICやA-FIVEからサブファンドを形成する地域金融機関を通じて、また直接に観光関連事業者に対して出資をすることになる。いずれの場合でも、観光関連事業者への資金提供は出資形態か、融資形態を採る場合でも無担保・無保証ローンであり極めて有利な条件で資金調達ができる。しかし、その前提として、資金提供先である観光関連事業者は、実施する事業内容についてREVICやA-FIVEによる事業認定が必要となる。従って、REVICやA-FIVEが掲げる審査要件に合致せず活性化事業の認定対象とならなかった観光関連事業者の場合、地域活性化ファンドによる資金調達はできない。ではこの場合、観光関連事業者は他にどのような資金調達の方法があるか。

従来、地域における農業者等は農業生産に必要な資金調達をするにあたっては、農地や自宅を担保として金融機関から融資を受けてきた。こうした農業者が6次産業化にあたり更なる融資を必要として、農地や自宅を担保として追加融資を受けようとする場合には、十分な担保価値が把握されず融資が受けられない場合がある。このような資金調達が認められない者においては、農地や自宅といった不動産担保以外を担保とする融資が検討されるべきである。この点について、農業者が農業を6次産業化して地域観光の活性化に貢献することを前提に、地域金融機関は6次産業化されることによって生み出される農産物及びその加工品に対する付加価値を担保として把握し、地域活性化のための観光金融を検討すべきである。その融資方法の一つとして、将来収穫される農作物や農作物の加工品の

在庫等を担保とするABLの活用が考えられる。このABL活用の促進によって、農業の6次産業化を支える融資を円滑にし、農業を観光資源として育てることで、地域観光の振興、地域経済の活性化につながる事が期待できる。そこで、観光金融の一つとして、ABLの有効性について、以下、検討する。

## 4. ABL（動産・債権担保融資）の概要

### 4-1 ABL 登場の背景

ABLとは、企業が保有する在庫や機械設備の動産、売掛金債権及びその他の債権等の事業収益資産を活用した金融手法のことである。この制度は、事業のサイクルの仕組み、企業の保有資産中の在庫、売掛金債権の比重の高さに着目し、企業の有する商品在庫の動産や売掛金債権等を担保とする融資制度である<sup>21</sup>。

ABLは、バブル経済崩壊後における不動産資産価値の下落と企業債務について個人保証をした者の過大な責任の現状を背景に、不動産担保や個人保証に過度に依存する我が国の企業の資金調達方法の見直しを求める動きの中から生まれた。1998（平成10）年に「債権譲渡特例法<sup>22</sup>」の施行により、債権譲渡の対抗要件として民法の通知または承諾に代わる「債権譲渡登記制度」が始まり、これにより多数の債権を一括して譲渡する際の手続きが簡素化され債権の流動化が促進された。また、同法の2005（平成17）年改正により、債務者が特定していない将来債権の登記を可能とし、「動産譲渡登記制度」を創設することで法人が有する動産についても登記をすることで第三者に対し譲渡を対抗できるようになり、更なるABL活用の環境が整備された。こうした法制度の整備を受けて、金融庁は2013（平成25）年2月5日に、「ABLの積極的活用について」と題する通達を金融機関向けに出すことで、停滞する中小企業向け融資の促進を図っている。経済産業省においても、ABL研究会を立ち上げ2006（平成18）年3月に研究報告を発表し、在庫や売掛金を活用した新たな資金調達の

方法として ABL の広報に努めている。

農林水産省では、平成18年度及び19年度委託事業として、「農業法人向け融資における実態調査委託事業」を実施し、農業法人向け融資の円滑化を図るための民間金融機関による農業法人向け融資の実態の調査・分析を行った。その調査結果から、不動産担保に依存した資金調達手法には限界があるため、今後は、事業収益に着目した融資を促進することが農業法人の資金調達の円滑化につながるの見方を示している。特に、畜産部門において、畜産経営の特性を踏まえた新たな資金調達方法とその適切かつ有効な活用のための調査・検討を行った結果、トレーサビリティ制度<sup>23</sup>が定着したことから、動産（牛）等を担保とした貸付に対する関心と実際の貸付事例が増加していることがわかった。しかし、畜産経営の特性等についての金融機関側の理解や、担保の評価・管理の手法の確立が必要であるという課題も明らかになった。今後は、行政庁を中心に、ABL についての金融機関側の理解の促進と担保の評価・管理の手法の確立について、ABL 推進のための行政施策を含めた研究及び議論が求められる状況にある。

#### 4-2 債権譲渡担保融資と集合動産譲渡担保融資

ABL の債権譲渡担保融資とは、企業が取引上で発生する将来の売掛金債権を担保として融資を受ける制度である。例えば、A 社が B 社に対して有する 1 千万円の売掛金債権について、この債権を担保として C 銀行に譲渡することで 800 万円の融資を受ける場合である。金融機関にとっては、将来の売掛金の回収が見込めるか否かについてリスクのある取引であるが、融資を受ける A 社に信用力がなくても、債務者の B 社が大企業で信用力があれば、A 社がつぶれずに事業継続していれば、C 銀行は B 社から資金を回収できる。C 銀行においても零細な A 社であっても、財務内容や仕事内容を調査し、まっとうな商品を作り、優良な取引先が

ついているなら、その取引先の信用力を基準にリスクを織り込んで融資ができる。さらに、中小企業については、「信用保証協会法<sup>24</sup>」に基づき、全国都道府県に設置されている信用保証協会において「売掛債権担保融資保証制度」により、公的資金を使って信用力の低い中小企業の保証を行っている。融資先の中小企業が倒産して回収ができなくなった場合でも、信用保証協会が債権回収額の 8 割まで負担する制度である。この制度を併用しながら、債権譲渡担保融資の活用が期待される。

また、ABL の動産譲渡担保融資とは、企業の有する在庫の動産を担保として、融資を受ける制度である。例えば、春にはまだ売れない在庫品について、秋には売れそうであるが、その先の季節のものの材料を仕入れるための資金が必要な場合がある。このとき、作っている製品が良い商品であり、仕入のための資金が回れば、この企業の操業が継続できる。企業の生産サイクル全体を評価して、在庫動産を担保として評価する融資制度である。

#### 4-3 ABL の事例

地域金融機関による ABL の動産譲渡担保融資の事例として、岩手県北日本銀行による前沢牛を担保としたアグリビジネスに対する融資が挙げられる。肉牛生産は、素牛の仕入れから出荷までの期間（在庫の回転期間）が長く、在庫資金の調達が担保不足等により円滑な融資が困難な場合がある。その点につき、牛の個体識別制度（トレーサビリティ）を活用し、適切な在庫管理・担保管理が行われていることを評価されて、肉用牛生産業者に対して前沢牛を担保として 1 億円の融資をしている<sup>25</sup>。

北日本銀行においては、この他にも調味料、蒲鉾といった食品加工製品についても ABL 融資を行っており、不動産担保・個人保証に過度に依存しない中小企業者の資金調達と地域経済の活性化と発展に取り組んでいる。

## 5. ABL による観光融資の特徴と課題

### 5-1 農業の 6 次産業化における ABL 活用の有効性

農業や畜産業の 6 次産業化により作られた製品やその食材を使ったサービス、そしてその農作物や畜産物それ自体をブランドとして確立することができれば、地域の観光資源となり得る。そのためには、生産者が農業生産法人を立ち上げ、加工工場や販売施設等の設置も必要となり、設備投資や起業後の運転資金の調達が必要となる。農業者が金融機関から融資を受ける場合には、通常、農地を担保として借入することが考えられるが、既に農地を担保に借金をしている者にとって、追加融資を受けることは現実的に厳しい。そこで、ABL は、収穫した農作物が将来的に加工され商品化され観光資源として付加価値が付与された加工商品を想定して、動産譲渡担保権を設定し融資を受けることができる制度であり、また、その商品の売掛金債権について、債権譲渡担保権を設定し融資を受けることができる制度である。

農業者において農作物の在庫商品や売掛金債権を担保とすることで、①農林水産業者が保有する資産（倉庫内の農作物）等の有効活用ができること、②不動産担保や第三者の保証に依存しない資金調達ができること、③無担保に比べて借入金利の抑制や借入金額の拡大ができ、経営規模拡大、積極的経営展開ができること、④金融機関に定期的な事業報告を行うことで情報を共有し、安定した資金確保と適切なアドバイスを受けることができること、そして、⑤売掛債権の早期資金化で資金繰りが円滑になるといったメリットがある<sup>26</sup>。

### 5-2 ABL 導入に係る問題点とその対策

これに対し、農業者において、①金融機関への月次の業績報告のための管理体制の構築が必要となること、②担保物の品質保持・管理の徹底が必要となること、そして、③支払の延滞が生じた場合に商品在庫等が処分されるため、経営継続が

困難となる危険性があることといった ABL 導入による問題点がある<sup>27</sup>。また、金融機関においては、①金融機関の農業 ABL に対する理解と支援が必要であり、②担保価値の評価方法の確立と③担保を処分する場合に農作物の出荷可能な状態までの肥育・栽培の委託先を確保することが必要となるという問題点がある<sup>28</sup>。

以上の問題点を踏まえ、以下の対策を行政が中心となって実施すべきと考える。

平成18年度農林水産省が実施した農業法人向け融資の実態調査において、動産担保を利用した農業生産法人は4.3%であった<sup>29</sup>。こうした、低い利用率の現状を踏まえ、行政機関は、ABL 活用の PR 活動を通じて、農業生産法人及び金融機関に ABL 制度の認識と理解を深めなければならない。また、金融機関等において、担保の評価、管理、処分手法の整理を行い、農業商品に対する担保評価の方法の統一基準を作成することが必要である。さらに、金融機関の ABL 融資を促すために、都道府県にある農業信用基金協会による農業信用保証保険制度<sup>30</sup>等の公的保証の活用が必要である。

## 6. まとめ

農業の6次産業化により観光産業の裾野が広がり、観光振興、地域振興が加速、拡大する機会が増えた。しかし、その観光産業を構成する企業や個人事業者への資金融資が円滑に行われなければ、地域の活性化、観光振興は実現されない。地域活性化による経済的恩恵を受ける地元の地域金融機関には、積極的な資金融資が求められる。この点について、ABLは、新たな担保価値把握の観点に立つものであり、それは新たな付加価値を生み出す観光資源を育てる観光産業の観光金融に親和的な融資制度である。

その融資の前提となる担保価値の把握については、地域振興を支える地銀、信金、信組等の地域密着性のある金融機関によって、観光産業に携わる者の実情と将来性を考慮し、的確な担保価値を把握

した査定マニュアルが作られるべきである。それは、金融庁が指導する地域密着型金融機能強化の趣旨に合致する方向性である。また、地域金融機関は地域社会に特化した金融機関であればこそ、地域農業、観光資源、観光政策に関与し、多くの情報を得られることから、担保価値の把握は比較的容易であり、地域振興に携わる立場であるため地域振興計画に沿った形の長期的・計画的視点からの把握が可能である。地域金融機関は、単なる資金提供者にとどまらず、地域経済活性化に向けた取組みに対して、コーディネータ的な立場に立って観光金融を円滑化する使命があると考えている。

地域金融機関において、観光金融の手段として ABL 導入を不安視するのであれば、地方公共団体や国の地域振興事業として認定された優良な取組みを融資対象とし、また、融資対象企業に対して企業倒産や個人事業者死亡のリスクを回避するために、共済制度や保険制度への加入を義務付けること等を前提に、ABL 導入の検討を期待したい。

## 注

<sup>1</sup> 1次産業としての農林漁業と2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を利用した新たな価値を生み出す取組。

<sup>2</sup> 観光関連事業者への資金提供行為。中村直之・平野裕基「観光金融論 観光産業活性化における金融の役割」知的財産創造2011年1月号78頁

<sup>3</sup> ABL (Asset Based Lending) 動産・債権担保融資：、借り手の事業活動そのものに着目し、農畜産物（牛、豚、野菜など）等動産や売掛金を担保に資金を貸し出す仕組み。http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/abl/ 農林水産省ホームページ（2018.01.27入手）

<sup>4</sup> 「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究2015年版」2017年3月国土交通省観光庁6～7頁 http://www.mlit.

go.jp/common/001190278.pdf（2018.01.27入手）

<sup>5</sup> 「日本再興戦略2016―第4次産業革命に向けて―」2016年6月内閣官房日本経済再生総合事務局16頁 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016\_zentaihombun.pdf#search=%27%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%86%8D%E7%94%9F%E6%88%A6%E7%95%A5%EF%BC%92%EF%BC%90%EF%BC%91%EF%BC%96%27（2018.01.27入手）

<sup>6</sup> 前掲「日本再生戦略」89頁（2018.01.27入手）

<sup>7</sup> 平成25年2月に、農林漁業者の6次産業化の取組を支援する唯一の官民ファンドとして開業し、農林水産物の加工のほか輸出や外食など多種多様な事業への投融资を通じて、農林漁業の成長産業化に取り組む法人。

<sup>8</sup> 斎藤修『地域再生とフードシステム 6次産業、直売所、チェーン構築による革新』農林統計出版（2013）76頁

<sup>9</sup> 斎藤再掲14頁

<sup>10</sup> http://www.saiboku.co.jp/（2018.01.27入手）

<sup>11</sup> http://www.wagoen.com/gaiyou.html（2018.01.27入手）

<sup>12</sup> 中村・平野前掲78頁

<sup>13</sup> 中村・平野前掲79頁

<sup>14</sup> 「地域密着型金融の機能強化推進についてのアクションプログラム（平成17年～18年度）」平成17年3月29日金融庁1～3頁 http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050329-4/01.pdf（2018.01.27入手）

<sup>15</sup> 「地域金融機関に期待される役割」平成28年5月金融庁14頁 http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20160623-2/s2\_1\_1.pdf#search=%27%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E9%87%91%E8%9E%8D%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%81%AB%E6%9C%9F%E5%BE%85%E3%81%95%E3%82%8C%E3%82%8B%E5%BD%B9%E5%89%B2%27（2018.01.27入手）



- <sup>16</sup> 「観光ビジョン実現プログラム2016 ― 世界が訪れたい日本を目指して ― (観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016)」: 政府による「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)を強力に推進するため、観光ビジョンを踏まえた政府の短期的な行動計画。
- <sup>17</sup> 「観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016」平成28年5月観光立国推進閣僚会議12頁 <http://www.mlit.go.jp/common/001131373.pdf#search=%27E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%A02016%27> (2018.01.27入手)
- <sup>18</sup> 日本版 DMO とは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。
- <sup>19</sup> 「株式会社企業再生支援機構法」に基づき、2009年10月に設立された、地域経済の活性化に資する支援の取組を行う法人。
- <sup>20</sup> 佐藤彩生「観光活性化ファンドによる地域金融機関の観光振興への取組み」農林金融2017・2 49-105頁
- <sup>21</sup> 山口明『ABLの法律実務 実務対応ガイドブック』日本評論社(2011)2頁
- <sup>22</sup> 「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年6月12日法律第104号)」
- <sup>23</sup> 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づいて、BSEのまん延防止措置の的確な実施や個体識別情報の提供の促進などを目的とする、牛一頭ごとにその飼養履歴等に係る情報を一元的に管理する制度。
- <sup>24</sup> 「信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)」とは、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もって中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。
- <sup>25</sup> 「前沢牛を担保に融資枠を設定(ABLの実行)」KITAGIN NEWS RELEASE 2007[http://www.kitagin.co.jp/news/pdf/070123\\_2.pdf](http://www.kitagin.co.jp/news/pdf/070123_2.pdf) (2018.01.27入手)
- <sup>26</sup> 「ABL(動産・債権担保融資)について」農林水産業者メリット 農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/abl/> (2018.01.27入手)
- <sup>27</sup> 前掲「ABL(動産・債権担保融資)について」農林水産業者課題(2018.01.27入手)
- <sup>28</sup> 前掲「ABL(動産・債権担保融資)について」金融機関課題(2018.01.27入手)
- <sup>29</sup> 「農業法人向け融資における実態調査平成18年度の調査総括」農林水産省2頁 [http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/hozin\\_yusi/pdf/sokatu.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/hozin_yusi/pdf/sokatu.pdf) (2018.01.27入手)
- <sup>30</sup> 農業信用保証保険制度は、「農業信用保証保険法(昭和36年11月10日法律第204号)」に基づき、農業信用基金協会が農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証する制度。

【本論文は所定の査読制度による審査を経たものである。】

#### 参考文献

- ・斎藤修『地域再生とフードシステム 6次産業、直売所、チェーン構築による革新』農林統計出版2013年
- ・山口明『ABLの法律実務 実務対応ガイドブック』日本評論社2011年
- ・安田亘宏・才原清一郎『食旅と農商工連携のまちづくり』学芸出版社2011年
- ・植垣勝裕・小川秀樹『一問一答 動産・債権譲渡特例法』商事法務2010年